

4月25日 オープン!

4月25日(水)日帰り入浴・休憩、4月28日(土)宿泊など全館オープン

薬師の湯ひまわりセンター

社会福祉法人白石ひまわりが運営主体となり、市民の保養・健康増進拠点として整備していた旧かんぼの宿白石「薬師の湯ひまわりセンター」が、4月25日にオープンしました。今月号では薬師の湯の施設概要を紹介しますので、ぜひご家族・ご友人おそろいでお出掛けください。

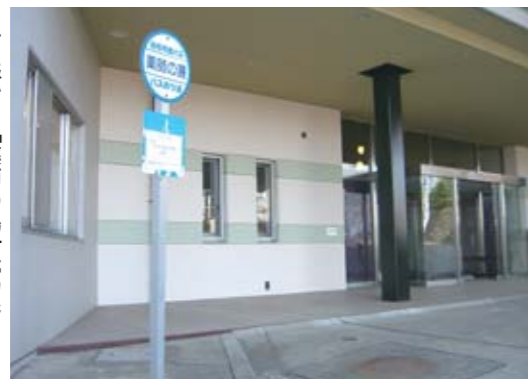
▲白石川を目の前に、春にはサクラやレンギョウ、秋にはコスモスが咲き乱れ、夏にはホテルが飛び交います。



▲ほっとくらぶ(生きがいデイサービス)会場(2階)
「ほっとくらぶ・薬師」として5月7日から事業を開始する予定です。事業で使用しない時間帯は会議室としても利用でき、カラオケ機器や健康娯楽器具もそろえています。※ほっとくらぶへの問い合わせは長寿課 ☎22-1361まで。



▶リフレッシュコーナー(2階)
各種マッサー、卓球台など健康増進のための器具を取りそろえています。社交ダンスや体操用に大型鏡も設置しています。



▶市民バス「薬師の湯」停留所(正面玄関前)
薬師の湯の玄関前が停留所です。薬師堂線は城下広場(旧川田病院)発着で白石駅、すまいる広場、パークなどの停留所を経由し薬師の湯まで運行します。【月曜から金曜日、1日3往復運行】

そのほかの施設

- 大広間(1階)
日帰り入浴の時間帯はカラオケも楽しめます(一曲100円)。
 - 保養室(宿泊室)
32室・124名様収容。
 - 託児室・調理実習室(4階)
 - 老人クラブ活動室(4階)
 - レストラン・売店(1階)
 - ゲートボール場2面・テニスコート・遊歩道・駐車場(屋外)
 - 小規模多機能型居宅介護事業所「福寿草」(3階)
- 「ほっとくきやつするバス」をご利用ください!
満70歳以上の市民の方は、3月に交付した薬師の湯日帰り入浴と市民バス全線が無料で利用できる「ほっとくきやつするバス」をご利用ください。バスを紛失・破損した方には、実費で再交付します。
☎長寿課 ☎22-1361

ご予約・お問い合わせは

薬師の湯ひまわりセンター

白石市福岡蔵本字薬師堂28-2

よいふる ☎48-4126 いいふる ☎48-1126
ホームページ <http://www.yakushi-himawari.com>

「薬師の湯ひまわりセンター」利用料金・時間表 (平成19年4月現在)

※薬師の湯は市内外のどなたでもご利用できます。

■日帰り入浴(入浴時間10:30~20:00) ※14:30以降は入浴のみのご利用となります。

区分	大広間使用(入浴料を含む)	個室使用
65歳以上	400円	一室につき1,200円
65歳未満	500円	
小中学生	100円	
小学生未満	無料	

※満70歳以上の市民は「ほっとくきやつするバス」提示により無料

大広間使用時間 10:00~14:30
個室使用時間 10:30~14:30

■託児(事前の申し込みをお願いします)
1日 400円(おやつ代を含む)
利用時間 10:00~12:00 13:00~15:00

■会議室(3室・30~50名様収容)
利用料金 一室4時間2,100円より

■宿泊(1泊2食付きチェックイン15:00 チェックアウト10:00)

お部屋タイプ	区分	4名様以上	3名様	2名様	1名様
和室・洋室	65歳以上	6,000円	6,300円	6,600円	6,900円
	65歳未満	6,300円	6,600円	6,900円	7,200円
	小学生	4,800円			
	小学生未満	布団使用1,800円・食事(夕食・朝食)1,500円			
	20名以上の団体	上記料金から10%を差し引いた利用料金となります。			



▲足湯(正面玄関前)
玄関前に新設された足湯が皆さんをお出迎えします。日ごろの疲れを癒やしながらか、気軽に楽しく交流できます(無料)。



▶大浴場(2階)
薬師の湯は天然温泉。切り傷、皮膚病、婦人病、神経痛、関節痛、疲労回復などによく効きます。大浴場にはヒノキの香りが漂います。



▶露天風呂(2階)
男女それぞれの大浴場に隣接して新設されました。



▲協定書を手に握手する風間市長と佐藤孝一(社)白石ひまわり理事長

白石市老人クラブ連合会事務局が薬師の湯に移転しました
4月23日に開催された市老人クラブ連合会定期総会で規約変更が承認され、長寿課から「薬師の湯」内に連合会事務局が移転しました。今後は社会福祉法人白石ひまわりが、市からの受託事業として連合会活動全般を支援します。

白石市と(社)福(白石)ひまわりが協定を締結しました
オープンに先立つ3月29日、市と社会福祉法人白石ひまわりは、旧かんぼの宿白石の利活用構想・「白石市福祉の郷構想」の円滑な推進に向けて協定を締結しました。協定では、市と法人双方の役割分担や費用負担などの基本方針を定め、「法令順守・収支均衡・協議協力」して事業を実施していくことなどを確認しました。